

# 厚い概念としての人間の尊厳

堂 園 俊 彦

はじめに

生命倫理学において、人間の尊厳という概念は常に重要な位置を占めてきた。「尊厳死」がこの学問の草創期以来、主要なテーマであり続けていることは周知のことである。これに加え近年では、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（2000年）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（2001年）、「臨床研究に関する倫理指針」（2003年制定、2004年、2008年改正）など、先端医科学研究の規制根拠として「人の尊厳」「人間の尊厳」という表現が用いられている<sup>1</sup>。さらに、「社会福祉士及び介護福祉士法」では、2007年の改正に伴い、「個人の尊厳を保持する」ことが社会福祉士及び介護福祉士の義務とされ、さらに新カリキュラムでは「人間の尊厳と自立」という大項目が立てられている。介護の領域においてもこの概念は無視できないものになっているのである。

しかしこうした広まりは、同時に問題もはらんでいるように思われる。尊厳に付随する問題として白澤は、介護福祉士養成を目的に書かれた教科書において、「この『尊厳』という言葉ほど、倫理が問題となる場面において、あまりに頻用されていながらも、その実、多くの意味あいをもち、また、人によって異なる意味に用いられたり、さらには本当の倫理的意味を理解されずにいともたやすく用いられている言葉はない」<sup>2</sup>と指摘する。確か

1 制定同時の「臨床研究に関する倫理指針」では「被験者の個人の尊厳及び人権を守る」とされていたが、2008年の改正に伴い「人間の尊厳」に置き換えられた。「個人の尊厳」と「人間の尊厳」については、本項では扱わない。注9も参照のこと。

2 白澤、2013、22頁。

にこうした問題はあられるかもしれない。理解されるべきことが理解されていないならば、それは大きな問題である。しかし尊厳に関してまず問われるべきなのは、「理解されるべき本当の意味とは何か」という点にあるように思われる。「すべてが『人間の尊厳』という底なし沼に飲み込まれていく、というのが日本のよくある議論」<sup>3</sup>という発言から示唆されるのは、理解されるべき「本当の倫理的意味」が明確にされていない現実である。

そこでこの論文では、人間の尊厳の「本当の意味」をどのように考えればよいのか、そして、この概念をどのように用いていけばよいのかを検討する。具体的には以下のように考察を進める。最初に、人間の尊厳不要論を取り上げることで、人間の尊厳に何が求められているのかを明らかにし(1-A)、さらに、人格をめぐる議論を通じて、そうした求めに対して示されてきた答えを概観する(1-B)。次に、厚い概念(thick concept)という考え方の妥当性を検討した上で(2-A)、人間の尊厳を厚い概念として理解することにより、尊厳を批判する立場と支持する立場が共に陥ってきた誤りを指摘する(2-B)。最後に、新たな尊厳解釈により、尊厳を「内在的価値」として説明することが可能であり(3-A)、そのような価値が成立する場として倫理委員会が重要な意義をもつことを示す(3-B)。

## 1. 生命倫理学における「人間の尊厳」

### A) マックリンの人間の尊厳不要論

ここでは、人間の尊厳を「無用な概念(useless concept)」とするマックリンの議論を概観し、尊厳に何が求められているのかを確認する。彼女によれば、現代の生命倫理学において用いられる「人間の尊厳」という言葉は、①人格の尊重(respect for persons)によって求められていること、すなわち「自発的なインフォームド・コンセントをもらう必要があること、機微情報を守る必要があること、さらには差別的で残虐な行為を避ける必要があること」<sup>4</sup>を曖昧に言い換えたものか、②何の役にも立たない単な

<sup>3</sup> 町野・川端, 2002, 19 頁。(町野朔による発言)

<sup>4</sup> Macklin, 2002, p. 1419.

るスローガンに過ぎない。前者の例として挙げられるのが、「尊厳をもって死ぬ権利」である。というのも尊厳を承認し、それゆえ尊厳死を認めたカリフォルニア州の自然死法において保証されたのは、終末期における医療の差し控えや中止に関する指示書を作成する権利だったからである。(しかも単なる言い換えではない。「尊厳死」という表現の下で対立する見解が述べられる以上、曖昧な言い換えである。)

後者の例として挙げられるのは、医学教育の場面における死体への挿管処置やクローン個体の作成が尊厳に基づいて批判される場合である。なぜならこれらの行為が行われる際、死体やクローンは人格、すなわち「合理的に考え行為する能力」<sup>5</sup>をもった者として存在しないからである。ただし彼女は、人格の尊重とは異なる意味で尊厳という概念が用いられる可能性を否定していない。現在欠けているのは、「いつ尊厳が侵害されたのかを正確に知ることのできる基準」である。こうした基準を欠く限り、人間の尊厳は「救いようがないほど曖昧であり続ける」<sup>6</sup>のである。

おそらく、マックリンが求める基準は二つに区分される。すなわち、「尊厳をもつものともたないものを区分する基準」と、尊厳を「尊重することと尊重しない(侵害する)ことを区分する基準」である<sup>7</sup>。例えば、「ヒト胚は尊厳をもつか」という問題は前者の基準に関わり、「積極的安楽死を望む人の意向を尊重することは尊厳に適っているのか」という問題は後者の基準に関わる(なぜならそのように望む人に尊厳があることは前提とされているから)。ちなみにマックリン自身は、前者に関して「合理的に考え行為する能力」を想定しているようだが、後者に関しては触れていない。(例えばどのような行為が差別的で残虐とされ、それゆえ尊厳を侵害するのだろうか。)次項ではまず、前者の基準に関してこれまで示されてきた立場を概観する<sup>8</sup>。

5 Ibid., p. 1420.

6 Ibid.

7 それゆえ「彼女は尊厳をもっているのだから、その決定は無条件に受け入れられるべきだ」とは言えない。それは「尊重」の一つのあり方であるが、唯一のあり方ではない。複数の選択肢から一つを選ぶのであれば、何らかの理由が必要である。

8 さしあたり次項では、前者の基準に着目するが、「明確な基準を求めること自体が誤りである」という前者に関する本稿の指摘(2-B)は、後者の基準に関しても言うことができる。

## B) 人間の尊厳をめぐる従来の議論 ——人格をめぐる議論を参考に——

従来の議論を概観する上では、生命倫理学において議論されてきた人格に関する議論が参考になる。伝統的に人格とは人間の尊厳の主体を意味し<sup>9</sup>、それゆえ「どのような存在が人格なのか」という人格に関する問いは、人間の尊厳の主体を明確にしようとする試みと見なせるからである。ここでは対立する立場を採るファインバーグとカトリックの議論を紹介する<sup>10</sup>。

ファインバーグは、人格という言葉に「規範的意味 (normative sense)」と「記述的意味 (descriptive sense)」を認める。「彼 (女) も人なのだ」という発言は、一方でその存在に権利や義務といった「道徳的な、あるいは法律的な特性 (moral or legal properties)」<sup>11</sup>を帰属させることである。なぜ「規範的」なのかと言えば、そうした特性はわれわれになすべきこと——例えば所有権は、その存在の所有物を奪うべきではないという仕方——を示すからである。他方でこの発言は、「何らかの種類の観察可能な特徴 (observable characteristics)」<sup>12</sup>を伝える。「ある存在について、彼は人格であると語ることは、その存在がどういうものかということについての、ある情報をもたらすことを意味する」<sup>13</sup>のであり、これが人格の記述的意味である。そして記述的意味において示される特徴(記述的性質)は、

9 例えばカントは、人格を「絶対的価値」をもつものとし、同時に尊厳を「無条件で無比な価値」とする。Cf. Kant, 1999, p. 54=274 頁, 63=281 頁。ただし恒藤は、現実の社会生活の自由という観点から、「人格の尊厳」と「人間の尊厳/個人の尊厳」の違いに重要な意味を見出す。Cf. 恒藤, 1963. 恒藤の尊厳論に関しては、憲法学における「個人の尊厳」と「人間の尊厳」の異同をめぐる論争も踏まえた上で検討する必要がある。これに関しては、別稿の課題としたい。

10 人格をめぐる議論は他にも存在するが、ここで示す二つの立場が、人間の尊厳に関する基本的な立場であると言うことはできるだろう。例えば『生命倫理百科事典』では、次のように述べられる。「尊厳の見方は基本的に二つあるが、われわれはごく一般的に二つの見方のうちいずれかを採っている。すなわち、人間の尊厳を人間の特定の諸特徴 (particular characteristics) に見る人もいれば、人間それ自体 (human per se) に結びつくと考える人もいる。」[Post, 2004, p. 1194=2286 頁] 以下で示すように、前者の見方を採っているのがファインバーグであり、後者がカトリックである。なお、生命倫理学における人格論の多様な展開を紹介したのもとして、村松の文献が挙げられる。Cf. 村松, 2012. そこで示されている多様な人格論と本稿の議論とを結ぶ作業は、今後の課題である。

11 Feinberg, 1980, p. 186=49 頁.

12 Ibid.

13 Ibid., 187=50 頁.

概念の適用基準の役割を果たす。例えば、ある人が、脳死状態に陥った親族を前にして、「彼（女）は確かに生きてはいるが、人として生きてはいない」と言ったとしよう。このとき私たちはその人に、「何を理由にあなたはそのように言うのか」と問うことができる。そしてこの問いに対してその人は、「もう言葉を交わすことができないから」と答えるかもしれない。つまり返答者はここで、言葉を交わすことができるという記述的性質の有無により、人（格）という言葉の適用を判断しているのである。マックリンが人間の尊厳に欠けているとした「基準」の一部は、こうした記述的性質であるように思われる。

それではファインバーグ自身はどのような記述的性質を挙げるのか。彼が挙げるのは、「意識を持ち、自分自身についての観念を持ち、自分自身に気づいており、情緒的経験を持つことができ、推論したり理解したりすることができ、計画を立てて、それに基づいて行動することができ、喜びや苦しみを感じることができる」<sup>14</sup> という性質である。そしてこうした性質が選ばれているのにはそれなりの理由がある。というのもこれらは、「権利や義務を意味あるものとする特性なのであり、それなくしては、こうした道徳的属性は、いかなる意味も働きも持たない」<sup>15</sup> からである。例えば、リプロダクティブ・ライツとは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を、責任を持って自由に決定……できるという基本的権利」<sup>16</sup> と言われるが、確かにこの権利を行使するためには、上記の記述的性質が必要とされるように思われる<sup>17</sup>。

これに対してカトリックは、唯一のゲノムをもっていることを適用基準とする。それゆえ「人間は、受精の瞬間から人格として尊重され、扱われるべきである。そして、その同じ瞬間から人格としての権利、とりわけ

14 Ibid., 189=52 頁。

15 Ibid., 197=62 頁。

16 関, 2001, 132 頁。

17 マックリンが述べる「人格の尊重」と「合理的に考え行為する能力」との間に類似の関係がある。人格を尊重するうえで「自発的なインフォームド・コンセント」が不可欠であるなら、尊重される人格は一定の特性を備えている必要がある。しかしこれから見るように、「人格の尊重」をマックリン以外の仕方では理解することは可能である。つまり彼女が、「人間の尊厳」によって曖昧に言い換えられてしまうとされた「人格の尊重」自体も、曖昧なのである。

無害な人間誰にでも備わっている不可侵の権利が認められなければならない<sup>18</sup>のである。こうした考え方の背景にあるのは、尊厳をもつものは他のものと交換できない<sup>19</sup>、つまり掛け替えのない存在とする考えであるように思われる。というのも、ある存在の掛け替えのなさの根拠を、その存在が唯一のものであることに求めるのは自然であり（例えば、「あなたは世界で他の誰とも違う。だからあなたは掛け替えのない存在」という発言）、私たちの唯一性を形作る上で唯一のゲノムが一定の役割を果たしていると考えられることはできるからである。「新しい尊厳概念の中心的な要素は、『個人のアイデンティティと唯一性』を示す個人の遺伝的特徴<sup>20</sup>と言われる背景には、こうしたつながりがある。それゆえ受精卵であっても、唯一のゲノムをもつ以上、人格と見なされることになる。（他方、フェインバークの基準によれば、受精卵は人格として認められない。）

以上簡単に見てきたように、両者の立場は、人格という概念の適用基準に関して大きく隔たっている。しかし同時に、規範的意味に関してはおおよそ一致している点も見逃すべきではないだろう<sup>21</sup>。というのも、両者とも人格には権利が備わること認めており、その背景には、人格が掛け替えのない存在であるという理解があるように思われるからである。それではなぜこうした一致にもかかわらず、両者は適用基準をめぐって対立するのであろうか。この問題を考えるために、次節からは「厚い概念」という考え方を取り上げる。

## 2. 概念の厚さと絡み合い

### A) 概念の厚さと記述的意味

厚い概念とは、薄い概念（thin concept）との対比で用いられる用語である。それでは概念の厚さを決めるものは何であろうか。この点を明確に

18 教皇庁教理省、1996、21頁。

19 Kant, 1999, p. 61=280頁。

20 秋葉、2001、15-16頁。

21 ただし両者は、人格を義務の担い手とするかどうかに関して対立している。この点に関しては、動物の道徳的地位をめぐる議論を踏まえながら（なぜなら動物も胎児と同じく、義務の担い手にはなれないかあら）、別稿においてあらためて論じることにしたい。

するために、薄い概念とされる「よい (good)」と、厚い概念とされる「勇敢な (courageous)」を比較する<sup>22</sup>。

「よい」という概念の薄さを理解する上では、ヘアの分析が参考になる。ヘアによれば、「よい」という概念は二つの意味（機能）をもつ。一つは、前節において説明した、「純粋に事実のないし記述的性格をもつ情報を伝える」<sup>23</sup>という記述の意味 (descriptive meaning) である。そしてもう一つは、「勧める」<sup>24</sup>という機能を担う評価的・指令の意味 (evaluative / prescriptive meaning) である。例えば「このパソコンはとてもよい」という発言は、発言する人の選好にもとづき、聞き手もしくは自分自身に対して、一定の選択をするように勧めていると考えることができる<sup>25</sup>。そして受け手の行為に一定の制約を課すという点で、ここで言われる評価的・指令の意味を、ファインバーグにおける規範の意味とさしあたり同一視することは可能だろう。(しかし最終的に本論で示されるのは、ファインバーグが述べる規範の意味には記述の意味が絡み合った仕方含まれているということである。)

そしてヘアは、二つのうち評価的・指令の意味を第一義的とする。なぜなら「よい」の評価的意味が一定であるのに対して、記述の意味において伝えられる特徴は、「よい」という言葉を用いる人の選好に応じて、また、「よい」と言われる対象に応じて、多種多様だからである<sup>26</sup>。ある人の「よい車」という発言と、別の人の「よい車」という発言、あるいは、ある人の「よい車」という発言と「よいパソコン」という発言では、おそらく記述の意味は異なる。そしてこのことは、「よい」という概念が、自らのう

22 この他にも、厚い概念としては、「誠実」「残酷」「卑劣」「猥褻」「低俗」などが挙げられる。また、倫理的なもの他に、審美的なものも存在する。芸術品の評価語として用いられる、「陽気な」「遊び心のある」「動きのある」といった表現である。

23 Hare, 1952, p. 112=149 頁。

24 Ibid., p. 127=168 頁。

25 あるものを評価することが常に指令と言えるのかに関しては批判もある。ウィリアムズは、審美的な評価を例に取りながら、ヘアの立場を「信じがたい」と批判する。Cf. Williams, 2011, p. 138=207 頁。確かに、名画を前に思わず口にした「素晴らしい!」という発言が、常に何かを(例えばその絵を購入することを)指令しているとは考えにくい。ただし、本論の中心になっている人間の尊厳という概念について言えば、両者のつながりを認めてもよいように思われる。例えば「ヒト胚にも人間としての尊厳が備わっている」という発言は、ヒト胚を尊重するように指令しているのではないだろうか。

26 Hare, 1952, p. 118=156 頁。

ちには、記述の意味によって伝えるべき記述的性質をもたない、言い換えれば、自らが修飾する対象から記述的性質を借りてこななければならないことを示している。ある概念が「薄い」と言われる場合に意味されているのは、記述の意味のこの空虚さなのである。それゆえ「あれはよい」という発言は、それだけでは、「あれ」がどのような点で評価されているのか、何も伝えないのである。

他方、厚い概念は、この用語を初めて導入したウィリアムズによれば、「事実と価値の結合 (union of fact and value)」<sup>27</sup> を表している。薄い概念とは異なり、厚い概念には、それ自体に、記述の意味によって伝えられる性質(事実)が含まれている。だからこそ、「これらの概念が適用される仕方は、世界がどのようにあるのか(例えば、ある人がどのように振る舞ったのか)によって決定される」<sup>28</sup> のである。「勇敢な」を例に考えてみよう。誰かが「あれは勇敢だ」と言った場合、われわれは、この発言だけから、その人が「あれ」を高く評価していることを知るとともに<sup>29</sup>、修飾される対象が分からなくても、「あれ」に関するある種の記述的性質を予想することができる。おそらく「あれ」は、弱者がいたぶられている場面を見過ごすようなことはしないだろうし、自分が犯した過ちから逃げるようなことはしないはずである。(他方「よい」に関しては、修飾される対象が分からない限り、予想のしようがない。)

それでは、「厚い概念／薄い概念」の区分を踏まえたとき、「人間の尊厳」はどちらに区分されるのだろうか。一見すると、人間の尊厳は薄い概念で

27 Williams, 2011, p. 143=215 頁。

28 Ibid.

29 厚い概念に評価の意味を認めない論者もいる。Cf. Mackie, 1990, p. 41=48 頁; Hare, 1981, pp. 73-75=109-111 頁; Blackburn, 1992, pp. 286f. ヘアやブラックバーンがその証拠として挙げるのは、厚い概念が相反する評価を伴って用いられるという事実である。ヘアは、陸軍士官学校の極端な悪ふざけ (extreme practical joke) を例に取りながら、「そう、もちろん残酷だ。しかし、だからこそこんなに面白いのだ」と言うことができると指摘する。(確かにこのような言い方ができるなら、「残酷」という概念に評価の意味が含まれると考えることは困難に思われる。) だが、このような発言をする者は、「残酷」という概念を不適切に使っているのではないだろうか。(「悪ふざけ」に加えてヘアが挙げる反例が、小学4年生同士の争いであることは示唆的である。) 後の述べるように、厚い概念を用いるには一定のプロセスを要する。これに対してダンシーは、複数の評価をともない厚い概念を積極的に認める。Cf. Dancy, 1995. 彼の「複数態度モデル (multi-attitude model)」の検討は今後の課題にしたい。

あるように思われる。なぜなら「あれには人間としての尊厳がある」という発言は、発言した人が「あれ」を尊重するように求めていることは伝えるであろうが、勇敢のように一定のイメージを与えるものではないと考えられるからである。しかしそうだろうか。この問題を考える上では、ドイツ憲法学の議論が参考になる。第二次世界大戦後に制定されたドイツ基本法（当時はボン基本法）は、第一条第一項において「人間の尊厳の不可侵性」を宣言した。そのため当然ながら、「人間の尊厳」をどのように捉えるのかが大きな問題となったが、初期の判例や学説において採られた立場は、「消極的定義（すなわち、人間の尊厳は…である、というのではなく人間の尊厳に違反するのは…の場合である、というもの）」<sup>30</sup>であった。ドイツの憲法学者であるホルスト・ドライヤーは、「限定解釈」と呼ばれるこのアプローチの一つの利点を「高度のコンセンサス」<sup>31</sup>に見ているが、こうしたコンセンサスが可能であるのは、どのような状態が人間の尊厳の侵害にあたるのかに関して、ある種の記述的性質を予想できるからではないだろうか。戦後間もない時期に採用されたこの考え方の背景にあったのは、ナチスによって行われた様々な行為——例えば、標本作成のための捕虜の殺害——であったが、われわれもまた、人間の尊厳を認められた存在が、どのような状態に置かれてはならないかに関して、彼らとイメージを共有できる。それは、侵害されることによって示される性質である。だが、ある物質に関して、どのような衝撃によって破壊されるのかを知ることが、その物質の性質を知ることであると言えるなら、人間の尊厳についても次のように言えるのではないか。すなわち、「あれには人間としての尊厳がある」という文言から、われわれはその尊厳がどのような振る舞いによって侵害されるのかを予測できるのであり、それにより尊厳のある種の記述的性質を予測しているのであると<sup>32</sup>。

30 ドライヤー、1999、75頁。

31 同上、76頁。

32 島菌は、人間の尊厳という概念は「日本人にとっては居心地が悪く、イメージがわからない」[島菌、2006、172頁]と指摘することにより、日本文化におけるこの概念の薄さを指摘している。しかし人間の尊厳と密接な関係をもつ「公序良俗」という概念は、明治期以来我が国の民法において重要な役割を果たしてきた。公序良俗と人間の尊厳の関係に関しては、堂園、2008を参照のこと。

しかしこのような区分をただけでは、マックリンの批判に対する応答としては不十分だろう。というのも、彼女が問題にしていたのは、「人間の尊厳」という概念の厚さではなく、適用基準の曖昧さであり、ここで示された「勇敢」や「人間の尊厳」の適用基準、すなわち「ある種の記述的性質」という表現は、依然として彼女の問いかけに答えるものではないからである。だが実のところ、「厚い概念」の考察を通じて示されるのは、そうした基準を求めること自体の不適切さである。しかしなぜ基準を示すことは困難なのだろうか。そして、基準を欠いているにもかかわらず、「同じように概念を適用している」と言うことはできるのだろうか。次項では、これらの点について確認していく。

## B) 記述と価値の絡み合い

ウィリアムズが「厚い概念」という用語を示すに至った背景には、マクダウェルの考察があった<sup>33</sup>。マクダウェルは、「非認知主義と規則遵守」という論文において、次のように主張する<sup>34</sup>。価値とはわれわれが世界に帰属させた（投影した）ものであるという非認知主義の枠組みでは、価値判断をするさいに生じていることは二つの構成要素に解きほぐされる（disentangle）。すなわち、「実際に存在する通りの（価値経験とは独立に存在する通りの）世界の状態に対する感受性」と、「一定の態度、つまり世界にあるものがその価値を賦与されているように見える特別なパースペクティブを形作る非認知的状態」<sup>35</sup>である。例えば「このノートパソコンはよい」という形でそのパソコンに「よさ」を帰属させる（投影する）ことは、ノートパソコンの重量や処理速度の認知と、そうしたパソコンの性質に対する肯定的な態度に解きほぐすことが可能だということである。先に述べたヘアの枠組みに当てはめるなら、解きほぐされる二つの構成要素は、記述的意味によって伝えられる記述的性質と、評価的意味によって伝

33 ウィリアムズの議論は、マクダウェルに依拠している。Cf. Williams, 2011, p. 156f.=234-235 頁。

34 マクダウェル自身が述べるように (McDowell, 1998a, p. 198), この論文は、「徳と理性」(McDowell, 1998b) という別の論文と多くの共通部分を持つ。それゆえ「非認知主義と規則遵守」からの引用に際しては、「徳と理性」の邦訳も参照した。

35 McDowell, 1998a, p. 201.

えられる発話者の選好ということになるだろう<sup>36</sup>。

しかしマクダウェルは、この「解きほぐし戦略」に疑問を呈する。というのも、解きほぐしが可能だと想定することは、「同じことの繰り返しは……規則によって決定される」<sup>37</sup>というアイデアを受け入れることになるが、そのような規則を想定することは「幻想」<sup>38</sup>だからである。再び「勇敢」を例に考えよう。マクダウェルとは異なり、解きほぐしが可能だと考える論者に、ブラックバーンがいる。彼は、勇敢と言われる行為がもつ記述的方向性を、「他人を震え上がらせると思われる困難や危険を克服する (overcome difficulties and dangers that would daunt others)」<sup>39</sup>と説明する。つまりブラックバーンによれば、われわれは、「他人を震え上がらせると思われる困難や危険を克服する」という事態の認知にもとづき、勇敢という概念を一貫して適用していることになる。ここで想定されているのは、「勇敢さとは、他人を震え上がらせると思われる困難や危険を克服することである」という規則である。しかしこの規則は、われわれが実際に行う判断と一致しない。例えば、幼稚園児たちを震え上がらせる予防接種を受ける保育士は、勇敢とは呼ばれない。しかしブラックバーンの規則では、勇敢になるように思われる。

もちろん「困難や危険を適切に評価できる人を震え上がらせると思われる困難や危険を克服する」と書き換えることはできる。このようにすれば、先の保育士を、少なくとも先の振る舞いだけで勇敢と判断することは不適切であろう。しかし再び問題は生じる。「困難や危険を適切に評価する人」を、われわれはどのような規則に基づいて判断すればよいのだろうか。例えば、「困難や危険を適切に判断できる人とは、自他の生命のリスクに気づくことができる人である」という規則はどうだろうか。しかし、「リスクに気づくことができる」と「適切に判断できる」は異なるし、「困難や危険」の中には生命に関わるもの以外も含まれるだろう。例えば、後進の

36 マクダウェルがここで念頭に置いている論者はマッキーであり、言語分析に基づくヘアの枠組みとは異なる。しかしマクダウェル自身は、両者の違いを等閑視できるものと考えている。Cf. Ibid.

37 Ibid., p. 203.

38 Ibid., p. 208.

39 Blackburn, 1998, p. 102.

成長を願ひ勇退を決断する上司もまた、先の冗長な規則のもとに包摂されると考えることはできる。しかしそのときに「適切に評価できる人」が着目すべきなのは、「生命のリスク」ではない。そしておそらく、このプロセスはいつまでも繰り返されていく。すなわち、勇敢とは何かを理解しているその状態は、理解をもたらすとされる根拠、つまり規則を「つねに超越する」<sup>40</sup> ののである。このときわれわれは、果たして規則に基づいて判断していると言えるのだろうか。パトナムは『『残酷な』の『記述的意味』とは何であるかを『残酷な』という語やその同義語を用いずに述べるのができない』<sup>41</sup> と述べるが、「勇敢」をはじめとした厚い概念全般についても、このように言うしかないだろう。厚い概念の記述的要素は、評価的要素と絡み合っている (entangle) のである。(一定の記述的性質によって説明できないという厚い概念のこの特徴は、「形をもたない (shapeless)」と言われる。)

厚い概念のこのような特徴は、人間の尊厳を理解する上で重要な視点を与えてくれるように思われる。マックリンが指摘するように、われわれは、尊厳に関する明確な基準を手にしていない。このことは、人格をめぐる対立からも明らかである。しかし、厚い概念の考察から示唆されるのは、人間の尊厳とは厚い概念なのであり、それゆえ評価とは切り離された記述的性質を含む規則によって、人間の尊厳の (侵害の) 有無を機械的に知ることはできない、ということである。人間の尊厳をもった存在とはどのような存在なのかと問われたときに言えるのは、せいぜい「掛け替えのないもの」や「権利の主体」といったことに過ぎない。もしこれを「唯一のゲノムをもつこと」や「意識を持ち……喜びや苦しみを感じることができること」によって説明しようとするなら、われわれは「勇敢」の場合と同じ問題、つまり、その基準にもとづいて人間の尊厳に関して行う判断と、われわれが実際に人間の尊厳に関して行う判断との乖離に直面することになる。一方で、カトリックの基準に従った場合、一卵性双生児やクローン個体は尊厳の担い手とは見なされるようには考えられないし、他方で、フラインバーグの基準に従った場合、新生児や認知症が進行した方が尊厳の主

40 McDowell, 1998a, p. 205.

41 Putnam, 2002, p. 38=45 頁.

体として認められるようには思われたい。そしてこの乖離が示しているのは、人間の尊厳が役に立たないということではなく、それが厚い概念なのだということではないだろうか。

しかしこうも考えられる。厚い概念が形をもたないのは、そもそもわれわれがそうした概念を一貫性もなく好き勝手に言っている (sound off) ことの証拠ではないか。そうだとすれば、「人間の尊厳に反する／反しない」といった発言をどれほど真剣に扱う必要があるだろうか。しかしマクダウェルは、「同じことの繰り返し (do the same thing)」が基準・規則以外によって支えられている可能性を考える。この可能性を明確にしているものとして、マクダウェルはカベルの文章を引用する。

われわれは言葉のある文脈において学びまたそれを教えるが、その場合、われわれはその言葉をさらなる文脈へと拡張することができるし、期待されるし、このことを他人にも期待する。この拡張が生じるのを保証するものは何もない (具体的に言えば、普遍者を把握することも、規則集を理解することも、これを保証しない)。それは、われわれが同じ拡張を行い、理解するのを保証するものが何もないのと同じである。全体として私たちがしているのは、関心や感情の経路、ユーモアや重要性や達成の感覚、何が非道であり、何が他の何に類似しているのか、何が非難であり何が赦しであるのか、発話はいつ主張になり、訴えとなり、説明となるのかの感覚、つまりヴェイトゲンシュタインが「生の形式 (forms of life)」と呼ぶ有機体をなす渦巻きの全体 (all the whirl of organism) を共有するということである<sup>42</sup>。

疑問は生じる。感覚の共有と同一されている「生の形式」や「有機体の渦巻きの全体」——これはまた、「評価的観点 evaluative outlook」<sup>43</sup>とも呼ばれる——とは一体何なのか。これをもっと明確なものにしなければ、「同じことの繰り返し」がどのように支えられているのかを理解することは難しい。だが、マクダウェルがカベルの引用を通じて明確にしようとし

42 Cavell, 2002, p. 52.

43 McDowell, 1998a, p. 211.

たのは、感覚の共有以外に支えるものはなにもないということである。おそらくわれわれの多くはこの事実を前に「目眩(vertigo)」<sup>44</sup>を覚える。(否、むしろ「それで一体何が解決するのか」という憤りかもしれない。)そしてこの目眩から逃れるためにわれわれは、規則の存在を前提とし、それを明確にしようとする。しかし絡み合いが示しているのは、そうした基準を示すこと自体が「目眩からの逃避」<sup>45</sup>に過ぎないということである。

だが、それでも疑問は残る。ブラックバーンはこの点に関して、マクダウェルの立場は無力だと批判をする<sup>46</sup>。なぜなら異なる生活形式をもつグループ同士が対立するようなハード・ケースを考えた場合、正しさの基準が生活形式にある以上、どちらのグループが優れているのかを判断することは難しいように思われるからである。ブラックバーンは、マクダウェル自身が挙げた「歩調」という例を挙げ、次のように説明する。すなわちハード・ケースにおいて生じているのは、歩調を合わせて行進する二つの集団それぞれのメンバーが他方のメンバーに対して、歩調が合っていないと批判するようなものなのである。「人間中心的なコンセンサスは、それが存在する場合に限り、一貫性の判断を基礎づける。そして仮定上、ハード・ケースにおいてコンセンサスは存在しない。あるのは単に異なる仕方

で渦を巻いている有機体に過ぎない」<sup>47</sup>のである。

しかし本当にそうだろうか。「歩調」の例で考えるなら、「自分の歩調と合っていない」と批判している人が、相手の歩調に実際合わせてみることで、自らが批判していた歩調のすぐれた点を理解できるようになるということはないのだろうか。もちろん容易に分かると言っているのではない。「必要とされる把握を他人のうちに引き起こしうるのが努力であるのと同様、自分でそれを獲得するのにも努力を必要とする」<sup>48</sup>のである。パトナムは、科学的探求においても「一貫性」や「単純さ」といった価値が前提となっ

44 Ibid., p. 207.

45 Ibid.

46 マクダウェルとブラックバーンのこの対立は、ヴィトゲンシュタインの解釈をめぐる行われたものである。ただし本論では、ヴィトゲンシュタインの解釈としてどちらが適切かという論点は扱わない。

47 Blackburn, 1981, p. 173.

48 McDowell, 1998b, p. 65=21 頁.

ており、そうした概念を適切に使用するためには、「ある特定の評価的観点 (particular evaluative outlook)」が必要だとする。そしてこれを身につけるためには、「正規の学習過程も大事だが、それ以上に、本人が実際に科学にかかわる経験を通して学んでゆく課程のほうが大事」なのであり、「科学者として成功するようになるかどうか……は、その人が学んでゆく課程で、そのような判断能力をいかに発達させるかに大いにかかわっている」<sup>49</sup> ののである。ここから明らかなことは、そうした観点を学ぶには実践が必要であり、学ぶことは決して簡単ではないということである。

だが、もしこれが正しいとすれば、ファインバーグとカトリックが異なる事実に着目しているという現実が示しているのは、両者が異なる評価的視点をもっているということではないのだろうか。そして両者が異なる視点をもっているなら、どのようにして不一致は解消されるのだろうか。この点に関して、科学との対比を通じて考えてみたい。

### 3. 内在性と対話

#### A) 科学と価値

人間の尊厳は伝統的に、内在的価値とされてきた<sup>50</sup>。もしマクダウェルが意図したように、厚い概念によって非認知主義の立場が揺るがされ、同時に、人間の尊厳が厚い概念のうちに位置づけられるなら、尊厳を内在的価値と見なすことができるだろう。しかしそもそも、なぜ絡み合いは非認知主義の土台を崩すのだろうか。マクダウェルが絡み合いを通じて訴えたことは、「外的な視点 (external point of view)」の不当さであった。われわれがどのような記述的性質に基づいて概念を適用しているのかを明らかにできないということは、一方において価値とは関係ない、記述されるだけの世界 (客観) が存在し、他方においてそうした記述にもとづき価値を投影する私 (主観) が居るとする視点、すなわちわれわれ自身を外側から見る視点自体が「目眩からの逃避」に過ぎないということである。

49 Putnam, 2004, p. 69=84 頁.

50 Cf. Kant, 1999, p. 50=271 頁.

しかしながら、なぜわれわれが厚い概念の記述的意味と評価的意味を分けられないからといって、非認知主義の枠組みが揺るがされるのだろうか。むしろ、意味が区分できるかどうかにかかわらず、物理主義、すなわち世界それ自体を第一性質のみによって記述できるという立場が妥当である以上、非認知主義の枠組みは維持されるように思われる<sup>51</sup>。しかし同時に問わなければならないのは、そうした物理主義が、価値と無関係に成立するのかということである。この点に関して興味深いのがパトナムの議論である。前節で述べたように、パトナムは、自然科学における価値の不可欠さを主張する。彼が科学における価値として挙げるのは、理論選択の際に前提とされる、「一貫性 (coherence)」、「単純さ (simplicity)」、「美しさ (beauty)」、「もっともらしさ (plausibility)」<sup>52</sup>などである。具体例として挙げられるのは、重力理論をめぐるアインシュタインとホワイトヘッドの対立である。

アインシュタインの一般相対性理論とアルフレッド・ノース・ホワイトヘッドの重力理論…はともに、特殊相対性については一致し、また、両方とも、重力によって光が曲げられること、火星の軌道がニュートン力学とは異なっていること、月の正確な軌道等々、よく知られている現象を予測していた。しかし、アインシュタインの理論が受け入れられ、ホワイトヘッドの理論が拒否されたのは、二つのうちいずれを選ぶべきかを決定するような観測方法を考えつく人が出る五十年も前のことであった。明示的かどうかはともかく科学者たちが下した判断、すなわち、ホワイトヘッドの理論はあまりに「もっともらしさに欠ける

51 物理主義については、以下の文献を参照。Putnam, 2002, pp. 40-43=48-51 頁；菅, 2004, 20-24 頁。なお、これまで何度か取り上げてきたブラックバーンも、この立場から出発している。それゆえ意味のレベルでは絡み合いが解けないことを認めている。実際彼は、「勇敢」のように一定の記述的性質を取り出せる厚い概念があると考える一方で、「世界に対するわれわれの反応が、われわれなしは誰か他の人が記述することのできるパターンに分類されると期待する理由は何もない」[Blackburn, 1981, p. 167]と述べている。例えば彼は、「おかしい (funny)」、「神聖な (divine)」、「野蛮な (gross)」などに関しては、記述的性質を特定できないと言う [Blackburn, 1998, pp. 96-98]。しかし問題は、彼が出发点とする物理主義自体の妥当性である。なお、ブラックバーンの立場に関しては、プロムベルクのもとが参考になる。Cf. Blomberg, 2007, p. 76.

52 Putnam, 2004, p. 67f.=82-83 頁。

(implausible)」とか、真面目に受け取るには「アド・ホック」すぎるという判断は、明らかに価値判断であった。この種の判断と美的判断との類似性が指摘されることは多く、実際、ディラックの有名な言葉によれば、ある理論を真面目にうけとるべきだとすれば、それはその理論が「美しい」からであり、ある別の理論が真であるはずがないとすれば、それはその理論が「醜い」からである<sup>53</sup>。

だが、そもそもなぜ、そうした価値は、「世界の正しい記述を追求するときその導きになる」<sup>54</sup>ののだろうか。一つの回答はこうである。「一方においてこうした価値とは無関係な世界の真の記述があり、他方でこうした価値を前提とした複数の理論がある。そして、より単純な理論を選択した方が、世界の真の記述により合致しているゆえに、そうした価値は導きになるのである。」しかしパトナムはこのような考え方を認めない。なぜなら、こうした価値とは独立に、世界の真のあり方を把握する道は閉ざされているからである。「もしそれらの認識的価値が、われわれが世界を正しく記述すること（あるいは、いかなる代替的な認識的価値の集合によるよりもより正しく記述すること）を可能にするのであれば、それはわれわれがまさにこれらの価値のレンズを通して見るもの」<sup>55</sup>なのである。

以上のことから分かるのは、客観性を認められている科学も価値を前提

53 Ibid., p. 67f.=82-83 頁。この引用文に関連して、査読者の方から以下のような質問をいただいた。すなわち、ここで挙げられている「美しい」というのは薄い概念ではないのか。そしてマクダウェル、カベル、パトナムの議論が「美しい」という概念に関しても成り立つのであれば、厚い概念は「よい」を含む広がりをもつのではないか。この重大な指摘に十分な答えを示すだけの枠組みを、筆者は残念ながら持ち合わせていない。可能性は大きく二つ考えられる。一つは、厚い概念と薄い概念の区分は、登ったら捨てられる梯であり、最終的には「よい」も——何らかの仕方——厚い概念として位置づけられる方向であり、もう一つは、「美しい」は「よい」と「勇敢な」の中間に位置づけられるものであり、「よい」に関してこの枠組みはやはり成り立たないという方向である。査読者の方は、「勇敢な人の行為は美しい」という例文を挙げることで、「勇敢な」と「美しい」のレベルの違いを示して下さったが、同じように、「美しい行為はよい」という仕方、「美しい」と「よい」のレベルの違いを示すことができるように思われる。しかしながら本稿では、薄い概念とは区別された厚い概念が存在し、人間の尊厳をそのようなものとして理解する可能性の検討を目的とし、薄い概念自体の位置づけに関しては、今後の課題としたい。

54 Putnam, 2002, p. 32=36 頁。

55 Putnam, 2002, p. 32f.=37-38 頁。

としていることである<sup>56</sup>。そしてこのことが言えるのなら、価値を論じる倫理学においても、客観性が成り立つ可能性は十分にあるのではないか。客観性は、「客観それ自体との一致」という不可能な立場に基づくのではなく、「客観なしの客観性 (objectivity without object)」として成り立つのである。それでは、後者の意味での客観性はどのように成立するのだろうか。この点に関してパトナムは明確に述べているわけではないが、「客観自体との一致」という基準を捨て去ったときに残されているのは、人々の判断が一致するという収束性<sup>57</sup>という基準であるように思われる。(これはまた、前節で述べた「生活形式」もしくは「有機体をなす渦巻き of 全体」を共有するということでもある。) だが、収束とはおよそ無縁とも思われる倫理の領域において、人間の尊厳をめぐる収束に至ることなど可能なのだろうか。最後にこの点に関して考えてみよう。

## B) 倫理委員会と人間の尊厳

前節において指摘したように、評価的視点を獲得することは、決して容易ではない。しかし二人のあいだの不一致が、教師と学生との間の不一致のようなものであるならば、学生が教育や実践を通じて教師の評価的視点を獲得することにより、不一致が解消する可能性はある。われわれは教育や、(おそらくそれ以上に) 実践を通じて、「ある人が友好的である、悪意がある、あるいは親切であることを見る (see) ことができるようになる」<sup>58</sup>。確かに、何が人間としての尊厳を損なうのかを、教育を通じて学ぶ場面はあるだろう。例えば、認知症の方々を安易に拘束する看護師は、先輩看護師からのアドバイスを通じて、どのような場合に拘束が尊厳に反しないものとして認められるのかを理解するようになるかもしれない<sup>59</sup>。(もちろ

56 生命倫理学の領域において、あたかも価値とは関係のない生物学的事実として扱われていた概念として、「(ヒトの) 生命」を挙げることができる。例えばノイマンは、「『人間の尊厳』の生物学的基盤である生命それ自体をも保護する」[ノイマン、2006、110 頁] 立場は、事実と価値を取り違える自然主義的誤謬を犯しているとする。しかし本当にそうだろうか。西野はノイマンに対して、「人間の生命それ自体が、単なる事実、方法二元論 (存在と当為の区別) における存在に自ずと還元されるわけではない」[西野、2006、145 頁] と指摘する。

57 菅、2004、73-76 頁。

58 Putnam、2002、p. 102=129 頁。

59 荻原はマクダウェルの立場を、「判断の難しい倫理的問題をまえにしたわれわれに、ほんとうは何が正しいのかをいわば目をこらして見るようながす」[荻原、2008、90-91 頁] と説明する。

んここで獲得されるのは、規則ではない。)しかし他方で、新たな医療技術や医学研究の是非を人間の尊厳にもとづき判断するさいに、依拠すべき評価的視点が存在すると考えることはできるだろうか。むしろこの場合に求められているのは、同時に評価的視点自体を作り上げていく姿勢であるように思われる。この点に関しても、パトナムの議論は示唆に富む。

パトナムは、デューイに倣い、客観的価値が成立するためには、「批判」が重要だとする。「客観的価値は……われわれの価値判断を批判すること (criticism of our valuation) から生まれるのである」<sup>60</sup>。そしてパトナムは、その批判を、「探求の民主化」という形で描き出す<sup>61</sup>。われわれが何らかの価値判断を巡り対立しているさいに重要なのは、「その探求において疑問に付されない価値判断と記述、その双方の膨大な蓄積」<sup>62</sup>を利用しながら、「質問や反論を出すことを遮ったり、仮説の定式化やその仮説に対する他者の批判を妨げたりすることによって、『探究の道を塞ぐ』ようなことはしない」ことである。というのも、「長期的に見て成功に導く探究が、実験とその実験結果の公的検討とともに要求する」方法であることをわれわれはこれまでの歴史(とりわけ科学の歴史)から学んできたのであり、同時に、「探究一般にとって有効なことは、価値の探究という特殊領域にとっても有効」<sup>63</sup>だからである。「協力的に、民主主義的に、そしてとりわけ可謬主義的に、ものごとを調査し、検討し、そして試してみる」<sup>64</sup>ことが、客観性を支える収束にとっては重要なのである。

民主的探求による収束の実現と、それによる価値の客観性の確立。こうしたつながりを踏まえたときに見えてくるのが、人間の尊厳と倫理委員会という場の繋がりである。本稿の冒頭で述べたように、研究を規制する様々な指針において、「人間の尊厳の保持」が目的として掲げられている。そしてそうした指針では、研究ごとに、多様な参加者<sup>65</sup>からなる倫理委員

60 Ibid., p. 103=130 頁。

61 しかしパトナムと同じく、マクダウェルの議論を支持する菅は、道徳的価値表現の「意味理解の深化のプロセスは、個人的、私的なものとならざるをえない」とし、「道徳的経験において『民主主義』は成立しない」[菅, 2004, 119 頁]と言う。

62 Ibid., p. 103f=131 頁。

63 Ibid., p. 105=132 頁。

64 Ibid., p. 45=54 頁。

65 倫理委員会には、法学、人文社会科学、医学、生物学、一般の代表など、多様なバックグラウンドを持った人の参加が求められている。

会において審議をすることが必須となっている。これまでの考察を踏まえるなら、その理由を次のように説明できる。まず、なぜ研究ごとに審議をするのかと言えば、それは、研究が人間の尊厳を侵害するものであるのかを機械的に判断する規則が存在しないからである。かりにそうした規則が存在するのであれば、委員会の役割は、研究がその規則を満たしているかどうかを確認することに過ぎない。しかし実際のところ、話はそれほど単純ではない。研究参加者に課されるリスクはどの程度のものなのか、目指されている研究の社会的意義とはどのようなものか、また、研究参加者が患者である場合、代替の選択肢としてどのようなものがあり、どこまでを説明すればよいのかなど、さまざまな側面を一通り確認・審議した上で、研究参加者の尊厳を損なうものでないことを個別的に判断せざるをえない。このプロセスは、規則の適用とはほど遠い。

次に、なぜ多様なバックグラウンドをもった委員による審議が必要なのかという点はどうだろうか。この問いに対しては、そもそも実施者以外の人間、さらには日頃医学研究とは無縁な人間（人文社会科学系の委員）に見てもらふ必要などないという答えが戻ってくるかもしれない。しかし例えば、ハーバード大学医学部教授であったビーチャーが明らかにした数々の研究——その中には、感染性肝炎の感染力を調べる目的で、精神遅滞児施設ウィローブルックの児童たちに対して、人為的に肝炎ウイルスを投与する研究も含まれていた——を考えるなら<sup>66</sup>、医学の内部にいる人間だけで研究を適切に判断できるとは思われない。（研究の適切な判断には、それが人間の尊厳を侵害するものかどうかに関する知見も含まれる。）それでは、むしろ医学の外部にいる人間こそが、人間の尊厳に関して適切に判断できる「教師」なのだろうか。だが、なぜそうなのかを理解することは難しい。むしろ、さまざまな人が必要とされる背景には、人を対象に新たな試みである医学研究を前にした、評価的視点の不安定さ、言い換えるなら教師の不在という現実がある。しかしもちろんこの事態は、全く安定していないということも、より安定したものになりえないということも意味

---

66 Beecher, 1966.

しない。われわれは、法律家、哲学者・倫理学者<sup>67</sup>、医学系研究者、そして一般市民など様々な人が培ってきた蓄えを用い<sup>68</sup>、自由に討論することができる。そしてこのことを通じて、個々の研究が人間の尊厳を侵害していないかを判断すると同時に、客観的価値としての人間の尊厳を作り上げていると言えるのではないだろうか<sup>69</sup>。

### おわりに

最後に本稿の僅かばかりの成果を確認したい。冒頭で白澤が理解されていないと嘆いた「本当の意味」について、結局どのように考えればよいのだろうか。人間の尊厳を「厚い概念」として位置づけることを通じて示したのは、本当の意味を、明確な規則として示すことはできないということである。どの存在に人間の尊厳が認められるのか、どのような振る舞いがその尊厳を侵害することになるのか、そのような基準を規則化し、マニュアル化することはできないのである。それゆえ人格とはどのような存在なのかを明確に線引きしようとする試みは、最初から大きな問題をはらんでいたと言えるだろう。

もちろんこのことは、何が尊厳に反しているのかを大まかに規則化することを否定するものではない。しかしそうした規則だけでは対応しきれない事例を考えることはいくらかでも可能である。むしろわれわれに必要なのは、規則に還元できない評価的視点（生活形式）を、民主的な探求を通じ

67 かつて筆者はあるエッセイにおいて、倫理委員会において概念の専門家である哲学者が果たしうる役割として、①倫理に関わる諸概念に関して示されてきた考え方を用いて、委員会で審議される医療行為や研究計画を検討すること、②医療や研究の場において用いられている概念（例えば「終末期」）を問い直すことによって、問題を浮かび上がらせることを挙げた。Cf. 堂園, 2013. 「人間の尊厳」は、これまで哲学・倫理学の領域で論じられてきた概念であると同時に、医療の場でも用いられてきた概念である。この点で、倫理委員会において哲学者・倫理学者が果たす役割は小さくはない。（しかし同時に、「哲学者でなければこの役割を果たせない」とまで言うつもりはない。）

68 蓄えを用いるということの中には、人間の尊厳を他の概念の関係において捉えるという視点も含まれる。権利、義務、生命といった概念のネットワークの中で尊厳を捉えることの有効性については、今後の課題としたい。なお、ダンシーは、厚い概念の記述的側面を、「概念地図（conceptual map）」——例えば、勇気を臆病と無鉄砲の中間に位置づけるような——により説明する可能性を示唆している。Cf. Dancy, 1995, p. 277.

69 もちろん現在の倫理委員会がそのような場として機能しているかどうかは別の問題である。

で作り上げ、実践を通じて伝えることである。確かに今日の科学技術の進展を踏まえるなら、あるいは価値観の多様性を考えるなら、人間の尊厳に関してそうした評価的視点が存在しうるのか、懐疑の目を向けざるを得ない。しかし何が人間の尊厳に反しているのかに関して不一致が存在することは、評価的視点にもとづく客観性が不可能であることを意味しない。評価的視点や客観的価値は、一致を見ない中で一致を見出そうとする先に存在するものなのである。

### 凡例

- ・ 引用文献のうち、翻訳のあるものについては、原著頁の後に等号を付して翻訳の頁を併記した。ただし、訳文は適宜変更している。
- ・ 引用文中、太字は原著のもの、傍点は引用者によるものである。

\* この論文は、平成 25 年度静岡大学人文社会科学部若手研究者奨励費による研究成果の一部である。

### 参考文献

- 秋葉悦子, 2001, 「『ヒト胚』の法的地位と尊厳——生命科学技術に関するわが国の規制をめぐる——」, 長島隆・盛永審一郎編『生殖医学と生命倫理』, 太陽出版, 124-139 頁.
- Beecher Henry, K., 1966, "Ethics and Clinical Research", *New England Journal of Medicine*, Vol. 274, pp. 367-372.
- Blackburn, Simon, 1981, "Reply: Rule-following and moral realism", in S. Holtzman & Christopher M. Leich (eds.), *Wittgenstein: To follow a rule*, Routledge, pp. 163-187.
- , 1992, "Through Thick and Thin", *Aristotelian Society Supplementary Volume*, Vol. 66, pp. 285-299.
- , 1998, *Ruling Passions*, Oxford University Press.
- Blomberg, Olle, 2007, "Disentangling The Thick Concept Argument", *Sats-Nordic Journal of Philosophy*, Vol. 8 (2), pp. 63-78.
- Cavell, Stanley, 2002, *Must we mean what we say? A book of essays*, Cambridge

University Press.

Dancy, Jonathan, 1995, "In Defense of Thick Concepts", *Midwest Studies in Philosophy*, Vol. 20 (1), 263-279.

ドライヤー, ホルスト, 1999, 「人間の尊厳の原理 (基本法第1条第1項) と生命倫理」, ドイツ憲法判例研究会『人間・科学技術・環境』, 信山社, 69-102頁.

堂園俊彦, 2008, 「人間の尊厳と公序良俗——代理懐胎を手がかりとして——」, 『生命倫理』19, 30-38頁.

堂園俊彦, 2013, 「倫理委員会と哲学者」, 『The Lung perspectives』21 (2), 74-76頁.

Feinberg, Joel, 1980, "Abortion", Tom L. Regan (ed.), *Matters of Life and Death*, Random House, pp. 183-216. [谷口佳津宏・佐々木能章訳「人格性の基準」, 加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎』, 東海大学出版会, 1988年, 47-65頁. ただし部分訳.]

Hare, Richard, Mervyn, 1952, *Language of Morals*, Oxford University Press. [小泉仰・大久保正健訳『道徳の言語』, 勁草書房, 1982年]

——, 1981, *Moral Thinking*, Oxford University Press. [内井惣七・山内友三郎監訳『道徳的に考えること レベル・方法・要点』, 勁草書房, 1994年]

菅豊彦, 2004, 『道徳的实在論の擁護』, 勁草書房.

Kant, Immanuel, 1999, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Hamburg: Felix Meiner Verlag. [野田又夫訳『人倫の形而上学の基礎づけ』, 野田又夫編『世界の名著 カント』, 中央公論社, 1972年]

教皇庁 教理省, 1987, 『生命のはじまりに関する教書』, カトリック中央協議会.

Mackie, John, 1990, *Ethics: Inventing right and wrong*, Penguin books. [加藤尚武監訳『倫理学 道徳を創造する』, 哲書房, 1990年]

町野朔・川端博, 2002, 「生命倫理と刑事規制の在り方」, 『現代刑事法』42, 4-19頁.

Macklin, Ruth, 2003, "Dignity is a useless concept", *British Medical Journal* 327, 1419-1420.

McDowell, 1998a, "Non-Cognitivism and Rule-Following", *Mind, Value, and Reality*, Harvard University Press, pp. 198-218.

——, 1998b, "Virtue and Reason", *Mind, Value, and Reality*, Harvard University Press, pp. 50-73. [「徳と理性」(萩原理訳), 『思想』1011, 7-33頁]

萩原理, 2008, 「われわれがしていることにめまいをおぼえてはならない——ジョ

- ン・マクダウエル『徳と理性』解説——, 『思想』 1011, 80-96 頁.
- 村松聡, 2012, 「パーソン」, 香川知晶・櫻則章編『生命倫理学の基本概念』, 丸善出版, 140-157 頁.
- 西野元継, 2006, 「人間の尊厳と人間の生命——ノイマン教授「人間の尊厳という原理」に対するコメント——」, 『社会と倫理』 19, 143-149 頁.
- ノイマン, ウルフリット, 2006, 「人間の尊厳という原理」, 『社会と倫理』 19, 105-120 頁.
- Post, Stephan. Garrad (ed.), 2004, *Encyclopedia of Bioethics* (3rd edition), MacMillan Reference Library. [生命倫理百科事典 翻訳刊行委員会編『生命倫理百科事典』, 丸善, 2007 年]
- Putnam, Hilary, 2002, *The Collapse of Fact / Value Dichotomy*, Harvard University Press. [藤田省吾・中村正利訳『事実／価値二分法の崩壊』, 法政大学出版局, 2006 年]
- , 2004, *Ethics without Ontology*, Harvard University Press. [関口浩喜・渡辺大地・岩沢宏和・入江さつき訳『存在論抜き倫理』, 法政大学出版局, 2007 年]
- 関哲夫, 2001, 『資料集 男女共同参画社会——世界・日本の動き, そして新たな課題へ——』, ミネルヴァ書房.
- 島菌進, 2006, 『いのちの始まりの生命倫理——受精卵・クローン胚の作成・利用は認められるか——』, 春秋社.
- 白澤政和編, 2010, 『人間の尊厳と自立』, ミネルヴァ書房.
- 恒藤恭, 1963, 「個人の尊厳——自由の法理との連関から見た個人の尊厳について——」, 尾高朝雄教授追悼論文編集委員会編『自由の法理: 尾高朝雄教授追悼論文集』, 有斐閣, 5-33 頁.
- Williams, Bernard, 2011 (1985), *Ethics and the Limits of Philosophy*, Routledge. [森際康友・下川潔訳『生き方について哲学は何が言えるか』, 産業図書, 1994 年]